

船橋市空家等対策計画（素案）に対する意見募集の結果について

- 募集期間：令和3年10月1日（金）から10月31日（日）まで
- 提出人数：2人（持参1人、郵送1人）
- 意見総数：2件

※御意見については、原則として原文のまま掲載していますが、主旨が変わらない範囲で、一部表現を調整しているものがあります。

番号	意見の概要	市の考え方
1	<p>当自治会においては、町内住民の皆様が、安全・安心な生活が過ごせるようにしたいと常日頃考慮しています。</p> <p>特に、空き家については、雑草除去・樹木伐採等の問題点が多く、空き家の管理者を把握していれば、所在地の班長が連絡しています。</p> <p>また、空き家については、施設入居・家庭事情等あると思いますが、市民税・固定資産税等で掌握出来るのではと思います。</p> <p>それでも問題点が有れば、自治会として市役所へ相談する対応をして行きます。</p>	<p>自治会内で空家等対策への御対応をいただきありがとうございます。</p> <p>市では、空家等が管理不全の状態であると認められる場合、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、固定資産税課税情報を調査し、その宛名情報をもとに所有者等による適切な管理を促しております。</p>
2	<p>空き家問題は国の政策が引き起こした面が大きいと思います。</p> <p>①国が空き家に関する法律を作り、また改めること</p> <p>②長持ちする住宅素材の開発</p> <p>③デジタルネットワークによる情報の共有・交換</p> <p>④廃材を安全に、地球環境に配慮して、効率よく廃棄・焼却する施設の配置など</p>	<p>新たな船橋市空家等対策計画においても、引き続き国・県との連携を図り、空家等に関する施策を実施してまいります。</p>

	<p>国と地方自治体が連携して問題を解決するべきです。</p> <p>船橋市は国に問題提起をし、地方自治体に与えられた権限を最大限に活用して、市民が住みやすい魅力ある都市作りを目指していただきたいと思います。</p>	
--	--	--